



山形県公報

平成20年9月5日(金)
第1974号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の指定.....(健康福祉企画課)...1219  
 生活保護法による指定施術機関の指定.....(同)...同  
 生活保護法による指定介護機関の指定.....(同)...1220  
 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....(同)...1221  
 生活保護法による指定介護機関の変更の届出.....(同)...1222  
 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....(庄内総合支庁福祉課)...1223  
 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....(児童家庭課)...同  
 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....(経営安定対策課)...1224  
 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....(同)...同  
 土地改良事業施行の同意.....(最上総合支庁農村計画課)...同  
 公共測量の実施の通知.....(管理課)...同  
 道路の位置の指定.....(置賜総合支庁建築課)...1225

### 公 告

大規模小売店舗の変更の届出.....(商業経済交流課)...同  
 指定管理者の募集.....(交通政策課)...1227  
 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施.....(公安委員会)...1228  
 特定調達契約に係る落札者の公告.....(病院事業局)...1229

## 告 示

### 山形県告示第775号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成20年9月5日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| 有限会社クスリのフレンズ湯田川店  | 鶴岡市湯田川字中田5番23号      | 平成20. 6.28 |

### 山形県告示第776号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(第55条において準用する同法第49条)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成20年9月5日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定施術機関の名称 | 開設者  | 指定施術機関の所在地 | 指定年月日      |
|-----------|------|------------|------------|
| レイス治療院    | 三瓶 茂 | 南陽市郡山544番地 | 平成20. 6.11 |

## 山形県告示第777号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成20年9月5日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の名称 | 施設又は実施する事業の種類                                    | 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の所在地 | 指定年月日      |
|----------------------|--------------------------------------------------|-----------------------|------------|
| ハッピー天童・ヘルパーステーション    | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                                 | 天童市東本町一丁目2番18号        | 平成20. 7. 1 |
| ハッピー天童・居宅介護支援事業所     | 居宅介護支援                                           | 同                     | 同          |
| ハッピー上山・ヘルパーステーション    | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                                 | 上山市二日町9番21号           | 同          |
| ハッピー上山・居宅介護支援事業所     | 居宅介護支援                                           | 同                     | 同          |
| ハッピー上山北・ヘルパーステーション   | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                                 | 同 金谷字八反田399番地1        | 同          |
| ハッピー上山温泉・訪問入浴ステーション  | 訪問入浴介護<br>介護予防訪問入浴介護                             | 同 石曽根37番地             | 同          |
| ハッピー山形南・ヘルパーステーション   | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                                 | 山形市前田町16番18号          | 同          |
| ハッピー山形南・居宅介護支援事業所    | 居宅介護支援                                           | 同                     | 同          |
| ハッピー山形北央・居宅介護支援事業所   | 居宅介護支援                                           | 同 薬師町二丁目6番17号         | 同          |
| ハッピー山形北央・ヘルパーステーション  | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                                 | 同                     | 同          |
| ハッピー山形・福祉用具貸与事業所     | 福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売 | 同 あかねヶ丘一丁目2番33号       | 同          |
| ハッピーあかねヶ丘・デイサービスセンター | 通所介護<br>介護予防通所介護                                 | 同                     | 同          |
| ハッピー山形・訪問入浴ステーション    | 訪問入浴介護<br>介護予防訪問入浴介護                             | 同 陣場二丁目11番28号         | 同          |

## 山形県告示第778号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年9月5日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の名称         | 施設又は実施する事業の種類        | 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の所在地 | 廃止年月日      |
|------------------------------|----------------------|-----------------------|------------|
| 医療法人徳洲会 山形徳洲会介護センター          | 通所介護<br>介護予防通所介護     | 山形市清住町二丁目3番51号        | 平成20. 5.31 |
| サンシャイン大森ホームヘルパーセンター          | 訪問介護<br>介護予防訪問介護     | 同 大字大森2139番地1         | 同 6.30     |
| ジャパンケアサービス ハッピー山形・ヘルパーステーション | 訪問介護<br>介護予防訪問介護     | 同 下条町二丁目1番15号-102     | 同          |
| ジャパンケアサービス ハッピー山形・居宅介護支援事業所  | 居宅介護支援               | 同                     | 同          |
| ハッピー山形南・居宅介護支援事業所            | 居宅介護支援               | 同 前田町16番18号           | 同          |
| ハッピー山形南・ヘルパーステーション           | 訪問介護<br>介護予防訪問介護     | 同                     | 同          |
| ハッピー山形・訪問入浴ステーション            | 訪問入浴介護<br>介護予防訪問入浴介護 | 同 陣場二丁目11番28号         | 同          |
| ハッピー山形北央・居宅介護支援事業所           | 居宅介護支援               | 同 薬師町二丁目6番17号         | 同          |
| ハッピー山形北央・ヘルパーステーション          | 訪問介護<br>介護予防訪問介護     | 同                     | 同          |
| ハッピー山形・福祉用具貸与事業所             | 福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具貸与 | 同 あかねヶ丘一丁目2番33号       | 同          |
| ハッピーあかねヶ丘・デイサービスセンター         | 通所介護<br>介護予防通所介護     | 同                     | 同          |
| ハッピー上山・居宅介護支援事業所             | 居宅介護支援               | 上山市二日町9番21号           | 同          |
| ハッピー上山・ヘルパーステーション            | 訪問介護<br>介護予防訪問介護     | 同                     | 同          |
| ハッピー上山温泉・訪問入浴ステーション          | 訪問入浴介護<br>介護予防訪問入浴介護 | 同 石曽根37番地             | 同          |
| ハッピー上山北・ヘルパーステーション           | 訪問介護<br>介護予防訪問介護     | 同 金谷字八反田399番地1        | 同          |
| ハッピー天童・居宅介護支援事業所             | 居宅介護支援               | 天童市東本町一丁目2番18号        | 同          |
| ハッピー天童・ヘルパーステーション            | 訪問介護<br>介護予防訪問介護     | 同                     | 同          |

## 山形県告示第779号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年9月5日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

さふらん長井店  
長井市中道二丁目5番34号

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地    |               | 変更年月日      |
|---------------|---------------|------------|
| 変更前           | 変更後           |            |
| 長井市九野本1151番地1 | 長井市中道二丁目5番34号 | 平成19. 1.20 |

## 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ヘルパーステーション風ぐるま  
長井市今泉2945番地3

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地              |              | 変更年月日      |
|-------------------------|--------------|------------|
| 変更前                     | 変更後          |            |
| 長井市中道二丁目2番34号大栄ビル3階南西号室 | 長井市今泉2945番地3 | 平成19. 3.12 |

## 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

指定居宅介護支援事業所風ぐるま  
長井市今泉2944番地3

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地              |              | 変更年月日      |
|-------------------------|--------------|------------|
| 変更前                     | 変更後          |            |
| 長井市中道二丁目2番34号大栄ビル3階南西号室 | 長井市今泉2944番地3 | 平成19. 3.12 |

## 4 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

わたげの会訪問介護事業所  
山形市上町一丁目9番17号

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称        |              | 変更年月日      |
|------------------|--------------|------------|
| 変更前              | 変更後          |            |
| 特定非営利活動法人山形わたげの会 | わたげの会訪問介護事業所 | 平成20. 3. 1 |

- 5 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 吉川皮ふ科クリニック  
 山形市富の中四丁目1番12号

(2) 届出の内容

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称 |            | 変 更 年 月 日  |
|-------------------|------------|------------|
| 変 更 前             | 変 更 後      |            |
| おぜき皮ふ科医院          | 吉川皮ふ科クリニック | 平成20. 4. 1 |

- 6 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 介護予防センターさくら広野  
 酒田市広野字末広102番地の1

(2) 届出の内容

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称  |               | 変 更 年 月 日  |
|--------------------|---------------|------------|
| 変 更 前              | 変 更 後         |            |
| デイサービスセンターさくらホーム広野 | 介護予防センターさくら広野 | 平成20. 5. 1 |

- 7 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 めくもり訪問介護事業所  
 米沢市立町4339番地

(2) 届出の内容

| 指 定 介 護 機 関 の 所 在 地 |             | 変 更 年 月 日  |
|---------------------|-------------|------------|
| 変 更 前               | 変 更 後       |            |
| 米沢市吹屋敷町1番32号        | 米沢市立町4339番地 | 平成20. 6. 1 |

山形県告示第780号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年9月5日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類            | 指定年月日      |
|---------------------------------|------------------------------|------------------------|------------|
| 有限会社 介護プラザすずらん<br>酒田市上安町三丁目7番12 | いきいき介護 すずらん<br>酒田市上安町三丁目7番12 | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護 | 平成20. 8.20 |

山形県告示第781号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年9月5日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「年0.95パーセント」を「年0.90パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年8月13日から適用する。
- 2 平成20年8月13日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

山形県告示第782号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年9月5日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.50%」を「年0.45%」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年8月20日から適用する。
- 2 平成20年8月20日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第783号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年9月5日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程(昭和44年9月県告示第967号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.50パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年8月20日から適用する。
- 2 平成20年8月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第784号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり同意した。

平成20年9月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
最上町(富沢上堰地区)
- 2 同意年月日  
平成20年8月27日

山形県告示第785号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年9月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公共測量を実施する地域  
上山市大字牧野地内
- 2 公共測量を実施する期間  
平成20年9月24日から同年12月17日まで

## 3 作業の種類

公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、路線測量）

## 山形県告示第786号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び高畠町役場において縦覧に供する。

平成20年9月5日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 指定の番号 私道置総建第289号
- 2 指定の場所 東置賜郡高畠町大字一本柳字埋橋17番29、17番33、17番37  
東置賜郡高畠町大字相森字村西152番11、152番12、152番14
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル  
延長30.78メートル
- 4 指定年月日 平成20年8月28日

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに遊佐町役場において平成21年1月5日まで縦覧に供する。

平成20年9月5日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
遊佐ショッピングセンターエルパ  
飽海郡遊佐町小原田字沼田12番地1
- 2 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

| 名 称             | 所 在 地             |
|-----------------|-------------------|
| 遊佐ショッピングセンターエルパ | 飽海郡遊佐町大字小原田字沼田12外 |

(変更後)

| 名 称             | 所 在 地             |
|-----------------|-------------------|
| 遊佐ショッピングセンターエルパ | 飽海郡遊佐町小原田字沼田12番地1 |

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称                  | 住 所                  | 代表者の氏名 |
|----------------------|----------------------|--------|
| 遊佐ショッピングセンター<br>協同組合 | 飽海郡遊佐町大字遊佐町字舞鶴135番地8 | 渋谷 有 次 |

(変更後)

| 名 称                  | 住 所                | 代表者の氏名 |
|----------------------|--------------------|--------|
| 遊佐ショッピングセンター<br>協同組合 | 飽海郡遊佐町小原田字沼田12番地 1 | 渋谷 有 次 |

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 氏名又は名称         | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|----------------|------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社  | 秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番25号   | 反 田 悦 生 |
| 有限会社 ほ ん ま     | 飽海郡遊佐町大字遊佐町字京田20番地     | 本 間 助 治 |
| 株式会社 岐 阜 陶 園   | 飽海郡遊佐町大字遊佐町字京田18番地 4   | 加 藤 国 幸 |
| 柴 田 春 夫        | 飽海郡遊佐町大字遊佐町字舞鶴181番地 2  |         |
| 今 野 文 悦        | 飽海郡遊佐町大字野沢字宅内42番地      |         |
| 戸 田 孝 志        | 飽海郡八幡町観音寺町後33番地38      |         |
| 高 橋 正 一        | 飽海郡遊佐町大字遊佐町字前田 4 番地 6  |         |
| 渋谷 有 次         | 飽海郡遊佐町大字遊佐町字前田34番地     |         |
| 本 間 恂 子        | 飽海郡遊佐町大字遊佐町字下高砂30番の内 2 |         |
| 株式会社 地 酒 庄 内 館 | 東田川郡余目町千河原99番地         | 後 藤 俊 明 |
| アークランドサカモト株式会社 | 新潟県三条市大字上須頃445番地       | 坂 本 勝 司 |

(変更後)

| 氏名又は名称        | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|---------------|----------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番25号 | 勝 浦 二 郎 |
| 有限会社 ほ ん ま    | 飽海郡遊佐町遊佐字京田20番地      | 本 間 助 治 |
| 株式会社 岐 阜 陶 園  | 飽海郡遊佐町遊佐字京田18番地 4    | 加 藤 国 幸 |
| 柴 田 春 夫       | 飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴181番地 2   |         |
| 今 野 文 悦       | 飽海郡遊佐町野沢字宅内42番地      |         |
| 株式会社 戸 田 薬 局  | 酒田市観音寺字町後33番地38      | 戸 田 登   |



|                |                   |      |
|----------------|-------------------|------|
| 高橋正一           | 飽海郡遊佐町遊佐字前田4番地6   |      |
| 渋谷有次           | 飽海郡遊佐町遊佐字前田34番地   |      |
| 株式会社地酒庄内館      | 東田川郡庄内町余目字千河原99番地 | 後藤俊明 |
| アークランドサカモト株式会社 | 新潟県三条市上須頃445番地    | 坂本勝司 |

## 3 変更年月日

平成20年7月16日

## 4 届出年月日

平成20年8月26日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年1月5日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

山形県ふるさと交流広場の指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年9月5日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 山形県ふるさと交流広場
- (2) 所在地 天童市大字乱川字下川原地内

## 2 指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又はその他の団体(以下「法人等」という。)であること。

- (1) 県内に事業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (5) 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 法人等の代表者等に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (11) 共同企業体においては、代表団体が決められていること。
- (12) 重複応募は、単独と共同企業体間、共同企業体同士のいずれにおいてもできないこと。

## 4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成20年9月5日（金）から同月25日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## (2) 配布場所

イ 山形県土木部交通政策課空港港湾室空港担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話023-630-2349

ロ 山形空港事務所

郵便番号999-3776 東根市大字羽入字柏原新林3008番地 電話0237-48-1313

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

## 5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成20年9月12日（金）から同年10月6日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成20年10月6日（月）までに到着したものに限り、受け付ける。

## 6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県ふるさと交流広場条例（平成2年3月県条例第13号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び同法第99条の3第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成20年9月5日

山形県公安委員会

委員長 加藤 有 倫

## 1 審査の種類

## (1) 技能検定員審査

ア 技能検定員審査（大型）

イ 技能検定員審査（中型）

ウ 技能検定員審査（普通）

エ 技能検定員審査（大特）

オ 技能検定員審査（大白二）

カ 技能検定員審査（普自二）

キ 技能検定員審査（牽引）

ク 技能検定員審査（大型二種）

ケ 技能検定員審査（中型二種）

コ 技能検定員審査（普通二種）

## (2) 教習指導員審査

ア 教習指導員審査（大型）

イ 教習指導員審査（中型）

ウ 教習指導員審査（普通）

エ 教習指導員審査（大特）

オ 教習指導員審査（大白二）

カ 教習指導員審査（普自二）

キ 教習指導員審査（牽引）

ク 教習指導員審査（大型二種）

ケ 教習指導員審査（中型二種）

コ 教習指導員審査（普通二種）

## 2 審査の期日及び場所

## (1) 期 日

平成20年10月6日(月)から同月10日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場 所

天童市大字高揃1300番 山形県総合交通安全センター

3 審査の申請手続

(1) 申請手続

審査を受けようとする者は、審査申請書に山形県指定自動車教習所規程(昭和53年6月県公安委員会告示第15号)第5条第1項各号に掲げる書類を添えて、山形県警察本部交通部運転免許課(以下「運転免許課」という。)に提出すること。

(2) 申請の受付期間及び受付時間

平成20年9月16日(火)から同月22日(月)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

4 審査手数料

審査手数料は、山形県手数料条例(平成12年3月県条例第8号)第2条第2項第8号及び第10号に規定する額とする。

5 その他

詳細については、運転免許課(電話023-655-2150)に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この入落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年9月5日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

バイプレーン血管造影X線診断装置 一式

(2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院医事経営課用度係 電話番号0233(22)5525

(3) 落札者を決定した日 平成20年8月7日

(4) 落札者の名称及び所在地

東北医療機器株式会社 山形市蔵王成沢422番地の2

(5) 落札金額 155,400,000円

(6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

(7) 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行なった日 平成20年6月27日

平成20年9月5日印刷  
平成20年9月5日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部登  
電話 山形(631)2057 (631)2056